

新旧対照表

【税關様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵關第 107 号）記載要領及び留意事項】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）申請書（一括） (C 1005)</p> <p>据置担保を提供した後の第 2 回目以降の包括納期限延長申請の場合は、「申請理由」欄に（据置）担保預り証番号を記載することで担保の提供があつたものとする。</p> <p>なお、標題中「一括」とは一括担保を提供して申請する場合であることを示す。</p> <p>「申請先」欄には、該当する官署にレ印を記載する。なお、官署名の記載のない場合は、適宜、記載して差し支えない。</p>	<p>関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）申請書（一括） (C 1005)</p> <p>据置担保を提供した後の第 2 回目以降の包括納期限延長申請の場合は、「申請理由」欄に（据置）担保預り証番号を記載することで担保の提供があつたものとする。</p> <p>なお、標題中「一括」とは一括担保を提供して申請する場合であることを示す。</p> <p>「申請先」欄には、該当する官署及びシステムの別にレ印を記載する。なお、官署名の記載のない場合は、適宜、記載して差し支えない。</p>